

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 11 級に該当するとして、障害等級第 12 級として認定した原処分を取り消した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、坑夫として業務に従事していたが、A 医院にて「振動病」と診断され、その後 B 医院等へ転移し加療後、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 12 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

両手の頑固なしびれで 11 級、両手関節で 9 級、右母指の「著しい運動障害を残すもの」として 10 級で 8 級に該当するもので、監督署長が 12 級と決定した事は誤りであり、取り消しを求める。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 両肘関節及び両手指の運動機能については、障害等級に該当する運動制限は認められなかった。

右手関節について、第 12 級の 6 「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」に該当する。

(2) 請求人の神経症状について、両肘、手関節及び手指はいずれも 12 級の 12 に相当する神経症状が残存すると認められる。

(3) 既存の障害について、平成〇年「頸椎捻挫」にて障害等級第 12 級の 12、平成〇年「腰椎捻挫・腰椎椎間板症」にて障害等級第 9 級の 7 の 2 を準用して 8 級と認定。

(4) 現存の障害について、頸椎（12 級）、腰椎（9 級）、右上肢（12 級）・左上肢（12 級）に準用 8 級の神経症状、並びに、右手関節の機能障害として 12 級の 6 が認められる。しかし、神経症状については、既存の障害の程度を重くしていないため、加重障害には該当しないため、右手関節の機能障害 12 級の 6 として決定した。

### 4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 手関節の機能障害について

両手関節の運動の可動領域は、参考値に比べて 3/4 以下に制限されていると認められ、左右

両手関節それぞれに 12 級の 6 「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」に該当すると判断する。

イ 肘関節の運動範囲については、参考値に比べてやや制限を認める程度で、認定基準の運動機能障害に係る障害等級には該当する程度とは認められないと判断する。

ウ 肩関節の運動機能障害は振動障害との相当因果関係は不明であり、認定基準に該当するものとは認められないと判断する。

エ 両手母指中手指関節の運動機能障害は、認定基準に該当する程度ではないと判断する。

オ 請求人には、両肘及び両手関節部に頑固な神経症状（12 級の 12）が残存しているものと判断される。

## (2) 結論

以上、アから、請求人に残存する障害は、両手関節の運動可動域が 3/4 以下に制限されており、それぞれ 12 級の 6 「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」に該当するものであるから、両手関節の機能障害第 12 級の 6 及び第 12 級の 6 を併合して、障害等級第 11 級と認定することが妥当と判断する。

オについては、両手関節部の神経症状は上記アの機能障害に吸収される。両肘部の神経症状は、請求人には既存障害として、頸椎捻挫（12 級の 12）、腰椎捻挫、腰椎椎間板症（9 級の 7 の 2）が準用され 8 級と認定されており、今次、両肘部の神経症状を加えても、障害等級は既存の障害の程度を重くしないので、加重障害には該当しないものと判断する。したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級 12 級の 6 に応じる障害補償給付を支給する旨の処分は、取り消されるべきである。